

美容所の施設基準・衛生措置基準等について

1 美容所の面積

【福岡市美容師法施行条例第3条】

- 美容所（待合場所及び洗場（洗髪場所を含む。）を除く。）の床面積は、9.9 m²（当該美容所に置く美容用椅子の数を1脚とする場合にあっては、6 m²）以上とすること。
- 美容所に置くことができる美容用椅子の数は、美容所の床面積が9.9 m²の場合にあっては4脚までとし、その床面積が9.9 m²を超える場合にあってはその超える部分の床面積2 m²につき1脚を加算した数とする。

椅子の数(脚)	1	2-4	5	6	7	8	9	10
必要最小面積(m ²)	6	9.9	11.9	13.9	15.9	17.9	19.9	21.9

※ 面積：内法により算定された有効面積

2 美容所の構造設備基準

【美容師法第13条、美容師法施行規則第26-27条、市条例第3条】

区 分	規 定
区 画	・美容所は、外部、住居及び美容所以外の施設と隔壁等により区分すること。
床及び腰板	・床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。
洗 場	・洗場は、流水装置とすること。
洗髪設備	・美容所（待合場所を除く。）に流水式の洗髪設備を設けること。ただし、頭髮に係る施術を行わない場合その他公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。（化粧品専門店、セット専門店、まつ毛エクステンション専門店等）
消毒設備	・消毒設備を設けること。
採光及び照明	・美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。
換 気	・美容所内の空気1L中の炭酸ガスの量を5 cm ³ (5,000ppm) 以下に保つこと。
保 管 収 納	・薬品、化粧品等を適切に保管するための適当な棚、容器等を備えること。 ・皮膚に接する布片及び器具は、消毒済みのものと使用済みのものとを区別して収納する適当な棚、容器等を備えること。
ごみ箱	・ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。
移動美容所	・自動車に設備を設けて美容の業を行う美容所にあっては、使用する水の量に応じた給水タンク及び汚水の貯留タンクを備えること。

3 美容を行う場合の衛生措置基準

【法第8条、施行規則第24条、市条例第2条】

- 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具（クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具）を清潔に保つこと。
- 皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。
- 手指は、作業に着手する前に、客1人ごとに石けんで洗うこと。
- 首巻き、枕当て等皮膚に接する紙製品を使用する場合は、客1人ごとに新しいものと取り替えること。
- 薬品、化粧品等は、安全なものを適正に使用し、適切に保管すること。
- 美容所内には、犬、猫等の動物を入れないこと。ただし、身体障がい者補助犬法第2条第1項に規定する身体障がい者補助犬を除く。

4 管理美容師

【法第12条の3】

美容師である従業者の数が常時二人以上である美容所の開設者は、当該美容所（当該美容所における美容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者（管理美容師）を置かなければならない。ただし、美容所の開設者が管理美容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一美容所について管理美容師となることを妨げない。

5 掲示・台帳

【市条例第5条、市細則第9条】

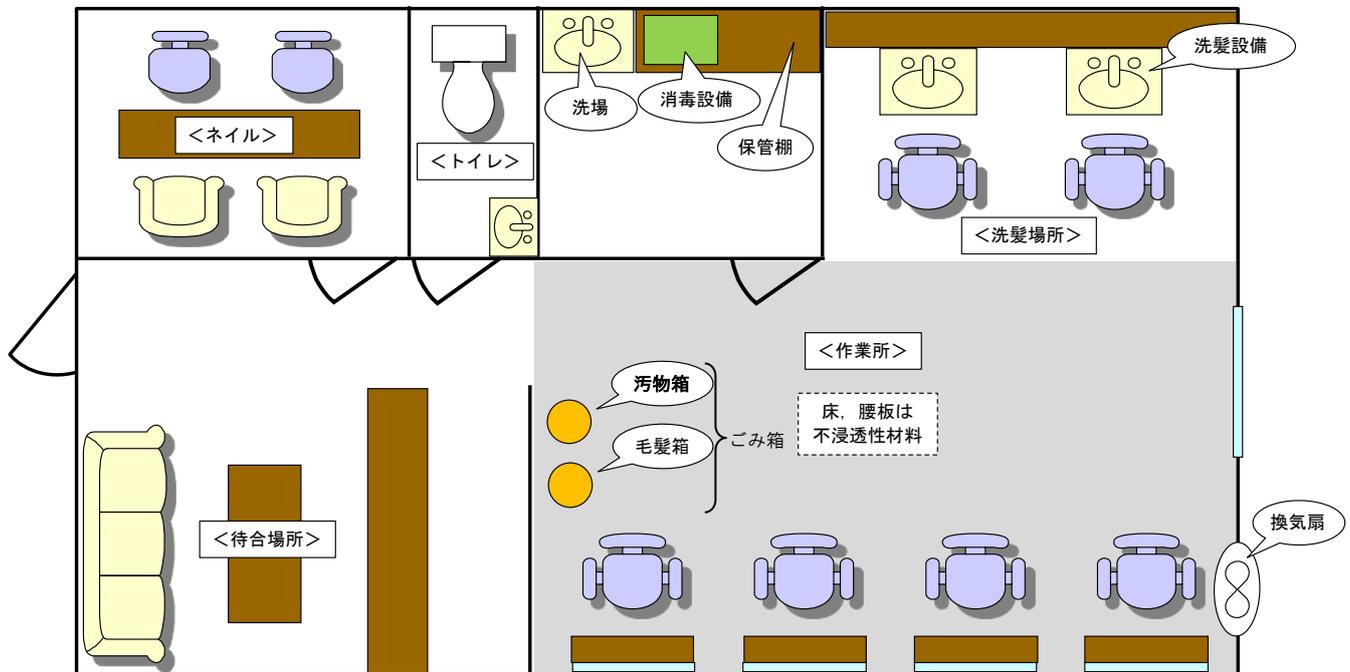
- ・美容所の開設者は、規則で定める事項（美容所の名称・所在地・検査確認番号、美容師の氏名及び免許番号、管理美容師を置かなければならない美容所にあつては、その氏名及び講習会の修了番号）を、当該美容所の見やすい場所に掲示しなければならない。
- ・美容所の開設者は、従業者台帳を備えなければならない。

6 皮膚に接する器具の消毒方法

【法第8条、規則第25条】

器具の種類	消毒方法（下記のいずれか）
かみそり（専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いがあるもの	器具を十分に洗浄した後、 <ul style="list-style-type: none"> ・沸騰後2分間以上煮沸する。 ・エタノール水溶液（エタノールが76.9～81.4%である水溶液をいう。以下同じ。）中に10分間以上浸す。 ・次亜塩素酸ナトリウムが0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す。
上欄以外の器具	器具を十分に洗浄した後、 <ul style="list-style-type: none"> ・20分間以上85μW/cm²以上の紫外線を照射する。 ・沸騰後2分間以上煮沸する。 ・10分間以上摂氏80度を超える湿熱に触れさせる。 ・エタノール水溶液中に10分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく。 ・次亜塩素酸ナトリウムが0.01%以上である水溶液中に10分間以上浸す。 ・逆性石ケンが0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す。 ・グルコン酸クロルヘキシジンが0.05%以上である水溶液中に10分間以上浸す。 ・両性界面活性剤が0.1%以上である水溶液中に10分間以上浸す。

<施設平面図（例）>



保健医療局保健所地域衛生部各衛生課 環境係 連絡先					
東衛生課	TEL:092-645-1112	FAX:092-645-1114	城南衛生課	TEL:092-831-4219	FAX:092-843-2662
博多衛生課	TEL:092-419-1125	FAX:092-434-0007	早良衛生課	TEL:092-851-6602	FAX:092-822-5733
中央衛生課	TEL:092-761-7351	FAX:092-761-8280	西衛生課	TEL:092-895-7094	FAX:092-891-9894
南衛生課	TEL:092-559-5161	FAX:092-559-5159			

平成26年4月1日作成
令和6年7月1日改訂